

# 社会福祉法人志木市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営規程

平成29年3月8日  
規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第3項及び第7項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という）の運営に関する事項について定める。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うために設置する。

(委員の選任及び任期)

第3条 評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(外部委員の資格等)

第4条 次に掲げる者は、定款第7条第2項で定める委員会の外部委員となることができない。

(1) 本会の設立者、評議員、理事、監事及び職員

(2) 本会の会長及び常勤の理事であった者（職員を兼ねた理事を含む。）並びに職員であった者（退職後1年未満の職員に限る。）

(3) 第1号及び第2号に掲げる者と特殊な関係がある以下の者

ア その配偶者又は三親等以内の親族

イ 第1号に掲げる者のうち評議員、理事及び監事と省令（昭和26年厚生省令第28号）に規定する特殊関係人

ウ 第1号に掲げる者のうち設立者及び職員並びに第2号に掲げる者とイに規定する特殊関係人に準ずる者

(4) 暴力団員等の反社会的勢力の者

(解任)

第5条 委員がいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。ただし、理事会は、決議前に当該委員以外の委員の意見を徴するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 理事会は、前項により委員を解任しようとする場合には、当該委員に対し、解任理由を明確に提示し、聴聞の機会を与えるものとする。

(委員の報酬等)

第6条 委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

(招集)

第7条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が召集する。

(委員長)

第8条 委員の中から委員長を互選する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第9条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、評議員選出規程に基づいて、理事会が行う。

(評議員の選任)

第10条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と本会及び役員等との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第11条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の2人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

2 評議員の選任の決議は、選任候補者ごとに行わなければならない。

(議事録)

第13条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。

(1) 委員会が開催された年月日及び場所

(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 委員会に出席した委員の氏名

(4) 委員会の議長の氏名

3 委員長は、議事録に記名押印する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この規程の例により行う。

3 前項により選任された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。